

広島県の「黒い雨」に遭われた人の被爆者健康手帳の申請

昭和20年8月6日に降った、広島県の「黒い雨」に遭われた人で、次の一定の要件を満たす人は、被爆者健康手帳の交付申請をすることができます。

被爆者健康手帳の交付申請

要件 次の全てに該当すること

- ・広島県の「黒い雨」に遭い、遭った場所・時間帯、降雨状況、生活状況などが令和3年7月の広島「黒い雨」訴訟判決の原告と同じような事情にあったことが確認できること
- ・表の11種類の障害を伴う一定の疾病のいずれかにかかっていることが確認できること

※原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものは除く

必要書類

- ・被爆者健康手帳交付申請書
- ・申述書（黒い雨体験者用）
- ・証明書
- ・広島県の「黒い雨」に遭った事実に関する書類（昭和20年頃の改製原戸籍など居住地や通学先・勤務先の分かるもの）
- ・表の11種類の障害を伴う一定の疾病にかかっていることを確認できる指定様式の診断書

※申請書や診断書などの様式は市ホームページまたは市役所1階保険課および各支所にあります

※必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります

健康管理手当

被爆者健康手帳の申請と同時に健康管理手当の申請ができます。

対象 現在、表の11種類の障害を伴う一定の疾病（眼内レンズを挿入する白内障の手術歴のみの場合は除く）にかかっている人

※申請が認められた場合、申請日の翌月分から手当の支給が開始されます

注意事項 広島県が申請内容を確認・審査するため、決定まで時間がかかります。詳しくは、お問い合わせください。

申請様式の取得・提出先のこと
 図 保険課 ☎9160

申請手続き・制度の内容のこと
 図 広島県被爆者支援課
 ☎082(513)3116

11種類の障害を伴う一定の疾病

- ①造血機能障害を伴う疾病
（再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など）
- ②肝臓機能障害を伴う疾病
（肝硬変など）
- ③細胞増殖機能障害を伴う疾病
（悪性新生物など）
- ④内分泌腺機能障害を伴う疾病
（糖尿病、甲状腺機能低下症など）
- ⑤脳血管障害を伴う疾病
（くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など）
- ⑥循環器機能障害を伴う疾病
（高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など）
- ⑦腎臓機能障害を伴う疾病
（慢性腎炎、慢性腎不全など）
- ⑧水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病（白内障）
※手術歴（眼内レンズ挿入）がある場合は、手帳の申請に限り、白内障にかかっているとみなします
- ⑨呼吸器機能障害を伴う疾病
（肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など）
- ⑩運動器機能障害を伴う疾病
（変形性関節症、変形性脊椎症など）
- ⑪潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病
（胃潰瘍、十二指腸潰瘍など）

地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口です

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、さまざまな面から総合的に支援する相談窓口です。

主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師、認知症地域支援推進員などが互いに連携を取りながら相談に応じています。利用料は無料です。相談は担当の地域包括支援センターに連絡してください。

担当地域（小学校区など）	地域包括支援センター	ところ	問い合わせ
廿日市西部（地御前・阿品・阿品台）	はつかいち西部	学研廿日市市多世代サポートセンター2階	☎9066
廿日市中部（宮内・串戸・金剛寺・宮園・四季が丘）	はつかいち中部	宮内4286-1	☎4580
廿日市東部（佐方・廿日市・平良・原）	はつかいち東部	山崎本社 みんなのあいプラザ3階	☎9158
佐伯・吉和	さいき	佐伯支所内	☎2828
大野・宮島	おおの	大野支所内	☎0251

◆吉和・宮島地域には地域包括支援センターへつなぐための高齢者総合相談窓口（ランチ）を設置しています

担当地域	高齢者総合相談窓口（ランチ）	ところ	問い合わせ
吉和	吉和支所市民生活・福祉係	吉和支所内	☎72113
宮島	社会福祉法人いもせ聖楽会宮島事務所	宮島福祉センター内	☎40250

●相談や悩みに応えます

高齢者の皆さんやその家族、地域の人からの介護や健康に関する相談や悩みに応え、情報の提供やサービスの紹介をします。認知症や若年性認知症に対する相談もできます。

●地域の連携・協力体制を支えます

住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、ケアマネジャーの指導など、地域のさまざまな機関と連携・協力できる体制づくりに取り組みます。

地域包括支援センターの役割

4つの面から皆さんを支えます



●自立して暮らせるよう支援します

生活の仕方やサービスの利用などに関して助言・紹介するなど、今の状態に合った健康づくりや介護予防の手伝いをします。

●虐待の不安などから権利を守ります

成年後見制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害の未然防止など、安心して日常生活を送れるよう、権利を守ることに取り組みます。

5月は
軽自動車税
納付月です

問 課税課 ☎9114

課税の対象となる人に、納税通知書を5月上旬に送付します。記載内容に誤りがないか確認し、期限までに納付してください。

※令和8年度から環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税（種別割）は「軽自動車税」に名称が変更されました

◆納期限 6月1日（月）
 ※口座振替の手続きをしている人は、6月1日（月）が振替日

◆減免制度

一定基準以上の身体障がい、精神障がいまたは知的障がいのある人などは、申請すると減免の対象になる場合があります（1人につき1台限り）。

申請方法 必要書類を添えて、課税課または各支所まで持参または郵送で。

必要書類

・減免申請書（課税課窓口または市ホームページにあります）

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など

・運転する人の運転免許証またはマイナ免許証

※マイナ免許証の場合は「マイナポータル」などで読み取った「マイナ免許証の免許情報」の画面の提示または画面を印刷したものが必要

・減免を受けたい軽自動車などの車両の車検証（電子証明書の場合、電子車検証と自動車検査証記録事項）

・減免を受けたい車両の軽自動車税納税通知書

・納税義務者のマイナンバー（個人番号）を確認できる書類

※障がい者本人でない人が所有したり、運転したりする場合には、誓約書が必要となる場合があります

申請期限 6月1日（月）必着
 ※期限を過ぎると受け付けできません

※公益車両（公益のために専ら使用する軽自動車）に対しても減免制度があります。詳しくは、市ホームページを確認してください

